

東西産業協力の諸様相

SAITO, Minoru / 斎藤, 稔

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

49

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

27

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

1982-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008433>

東西産業協力の諸様相

齋藤 稔

目 次

はじめに

1. 東西経済関係の歴史的な性格
2. 東欧諸国における西側との合併事業の現状
3. 東西産業協力の展望と評価

- 付録 I 東欧5カ国の外資導入法の比較表
 II 東欧諸国における合併事業
 III 中華人民共和国中外合資経営企業法

はじめに

筆者は、通産省産業政策局の委託による対東欧直接投資研究会の主宰として、1980年10～11月にオーストリア、ユーゴスラヴィア、ポーランド、ルーマニア、西ドイツの5カ国を訪問し、東欧諸国における西側との合併事業の現状と展望についての調査を行ってきた。調査報告書および研究会報告書はすでに公表されており⁽¹⁾、通産省としての見解も示されているので、わが国の官民のとるべき対応等についてはそれらの報告書にゆずり、ここでは、以前からの筆者の個人的見解をまとめて一般的な形で東西産業協力の現状と問題点を検討することにした。したがって、以下はあくまで筆者の個人的責任における個人的見解であることを強調したい。その上で、参考までに、調査当時の問題意識を示すために、調査報告書の序文

の一部を以下に引用する。

「全体としての東西経済交流は、1950年代後半から次第に活発化しており、経済関係の形態も、単なる現金決済による個別商品の貿易取引の段階から、体制の異なる東西間の経済協力が本格化するにつれて、延払いによる大規模なプラント取引や、産業協力あるいは金融関係の強化などへと、多様化、緊密化しつつある。このような様々な形態の中で、東側内部への外資導入による合弁事業は、社会主義体制内へ西側資本をビルト・インするというユニークなものであり、現在のところその成立件数は決して多くはない。しかしながら、外資導入による合弁企業の設立は、東側諸国にとっては、単なる交換性外貨の取得手段にとどまらず、西側の先進的技術の移転および経営技術の導入のもっとも有効な手段であることから、より効率的な工業化をめざす社会主義諸国において、近年、積極的に政策としてとりあげられている。このような動向を背景として、今後、わが国においても、社会主義諸国に対する直接投資の動きがふえてくる可能性は大きいと思われる。」⁽²⁾

注(1) 『通商産業省委託調査昭和55年度海外事業活動実態調査報告書——対東欧直接投資実態調査団報告書——』、昭和56年1月、日本貿易振興会、および『対東欧直接投資研究会報告書——東欧諸国における合弁事業の現状と展望——』、昭和56年3月、通商産業省産業政策局。

(2) 『対東欧直接投資実態調査団報告書』、1ページ。

1. 東西経済関係の歴史的性格

以下、東西経済関係を問題にするさいに、「東」とはソ連および東欧諸国であり、キューバおよびアジア諸国は含まれていない。また統計上はユーゴスラヴィアは東欧諸国に含まれていないことが多いが、考察の上では可能なかぎりユーゴスラヴィアをも含むことにする。「西」とは西側工業諸国であって日本やアメリカも含まれているが、力点は西欧諸国にある。したがって、ここでいう東西経済関係は、主としてヨーロッパ内の経済関係のことである。この東西経済関係は、大きく3ないし4期に分けて考え

られよう。第2次大戦以前には、東欧諸国の貿易の圧倒的部分が西欧諸国相手であり、東から西へは農産物や工業原料を輸出し、西から東へは工業製品輸出および資本輸出が主なものであった。ソ連と東欧諸国との貿易は皆無にひとしかった。周知のように、この状況は第2次大戦後に激変する。1947年の西側でのトルーマン・ドクトリンとマーシャル・プランの公表、対抗措置としての東側でのコミンフォルム結成を契機として、1948年4月には西側でOEEC（ヨーロッパ経済協力機構）が結成され1949年1月に東側がコメコン（経済相互援助会議）を結成、同年11月に西側でココム（対共産圏輸出統制委員会）が創設されて東西冷戦は経済的にもヨーロッパの東西を分裂させた。この結果、東西貿易は激減しそれぞれの域内貿易の比重が高まった。東側では、域内貿易がピーク時で70~80%に達し、その大部分がソ連と東欧諸国との貿易であった。東欧諸国にとっては、西側との経済断交状態のもとで自国の工業化を達成するためには、ソ連の経済力に依存する以外に選択の道はなかった。ソ連は東欧諸国にとって、工業化のための機械・設備、建設資材、エネルギー資源（石油・ガス）などの主要な供給源であった。

1960年代以降、状況はふたたび大きく変化する。朝鮮戦争終結以降の「雪どけ」ムードの中で、ココムの規制はしだいに有名無実化し、ソ連も積極的に西側との貿易を拡大した。東欧諸国では、工業化の課題がある程度まで達成され、各国はさらに高度の工業化をめざして西側の先進技術の導入を求めた。この結果、東西貿易は急速に増大しその比重も高まった。この第3期の状況は、ある程度までは戦前の東西関係の再現であり、第2期に政治的原因によって強制的に転換をせまられた貿易構造が、ふたたび伝統的な貿易構造に接近していることを示している。しかしもちろん、戦前の状況がそのまま再現されているわけではない。東西双方にとって、戦前の状況と第3期の状況との相違は大きい。西側では戦後、工業諸国はEECおよびEFTAの結成、貿易自由化などによって相互の貿易を急速に発展させてきた。その結果として、1970年代においても西側工業諸国の貿

易の中で東西貿易の占める比率は3~4%にとどまっている。他方で東側では、同じ時期に東西貿易の比率は30~40%に高まっている。東側にとって東西貿易の必要性が高まってきたまさにその時点で、西側ではすでに、いわゆる水平分業による工業諸国間貿易が主流として定着し、東西貿易は経済的にはかなりその意義が低下していたのである。もちろん東側にとっても、東西貿易の再拡大にしいして、戦前のような従属的貿易構造の再現を望んでいたわけではないのはいうまでもない。東欧諸国の高度の工業化あるいは経済構造の近代化のために必要な（しかもソ連には供給能力のない）資材を西側に求め、西側への自国の工業製品の輸出によって輸入需要をまかなうというのが、東側の基本姿勢であった。しかしながら、東側の現在の工業化水準では、西側の市場で競争力のある工業製品を生産することは容易ではない。その結果、当面はやはり、東側の輸出商品は伝統的な農産物、工業原料などが中心にならざるをえない。したがって、今日の東西貿易は、一面ではなお、南北問題と共通の課題をかかえているのである。

筆者はさきに、1960年代における東西貿易の内容を検討し、東側諸国にとって東西貿易は恒常的な赤字要因であるにもかかわらず西側諸国からの輸入を拡大せざるをえないこと、したがって東側にとっての問題点は輸出競争力の改善と貿易赤字のファイナンスにあることを指摘した⁽¹⁾。東西貿易総額は1970年代にも急増を続け、ソ連・東欧諸国（ユーゴスラヴィアを含む）とOECD諸国との輸出入総額は、1970年の156億ドルから1979年には869億ドルに達した⁽²⁾。しかしながらその中でも前述の問題点は解決されず、とくに石油ショック以降の世界的不況を契機として西側市場への東側商品の進出はますます困難となり、東西貿易における東側の赤字幅が拡大している。この面から、1970年代後半以降、商品貿易における東西経済関係の拡大の限界がしばしば指摘されるようになり、その打開策として重視されたのが西側の資本および技術の導入による東側諸国内での東西産業協力なのである。したがってその意味では、1970年代後半以降、東西経

第1表 対西側諸国輸出入依存度(%)と貿易収支(100万ドル)

〔(1)=輸出額中の比率; (2)=輸入額中の比率; (3)=貿易収支〕

	1970			1971			1972			1973			1974		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
東ドイツ	21.9	26.7	- 294	21.1	27.5	- 294	21.0	30.8	- 520	23.0	32.6	- 860	27.4	34.2	- 892
チェコ	20.4	24.5	- 133	20.3	24.8	- 146	19.6	23.3	- 122	21.8	25.4	- 239	24.0	27.7	- 382
ポーランド	28.4	25.8	+ 77	29.8	27.3	+ 53	30.4	34.1	- 316	34.2	44.4	-1,342	36.3	50.8	-2,291
ハンガリー	28.0	28.8	- 60	25.2	29.3	- 231	24.5	27.8	- 50	26.7	30.0	+ 25	26.1	34.6	- 518
ルーマニア	31.9	39.5	- 183	34.1	39.6	- 116	34.2	40.9	- 180	38.8	44.8	- 124	42.1	48.6	- 446
ブルガリア	14.2	19.1	- 64	13.8	16.8	- 56	13.1	15.0	- 41	13.4	15.9	- 81	11.7	22.5	- 522
ソ連	18.7	24.0	- 429	20.0	23.2	- 130	19.2	25.9	-1,205	23.7	29.5	-1,165	30.2	32.6	+ 146
ユーゴ	55.9	67.8	-1,008										47.7	60.4	-2,774
	1975			1976			1977			1978			1979		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
東ドイツ	22.4	29.0	-1,094	24.3	31.8	-1,407	20.6	26.4	-1,314	19.7	25.4	-1,178	20.8	30.8	-3,086
チェコ	19.8	24.6	- 584	18.2	24.9	- 737	18.4	23.6	- 698	18.0	23.2	- 787	19.9	24.1	- 815
ポーランド	31.5	49.3	-3,172	32.0	48.9	-3,220	31.3	43.3	-2,515	31.3	40.5	-2,168	31.1	37.9	-1,709
ハンガリー	21.4	27.0	- 580	30.8	36.0	- 671	29.0	36.9	-1,059	29.8	39.0	-1,902	32.3	37.9	-1,150
ルーマニア	31.5	41.9	- 592	34.7	36.2	- 75	30.2	36.7	- 457	32.7	38.9	- 816	- -	- -	- -
ブルガリア	9.3	23.6	- 906	10.5	18.5	- 467	9.6	15.6	- 383	9.8	15.0	- 415	14.4	15.5	- 44
ソ連	25.6	36.4	-5,141	28.0	37.6	-3,952	26.5	33.0	-1,500	24.4	31.8	-3,302	29.5	35.0	-1,135
ユーゴ	35.6	60.7	-3,227	41.9	54.8	-1,985	40.0	56.9	-3,380	38.7	56.5	-3,448	41.5	57.5	-4,707

済関係は新たな第4期に入りつつあるといえるかも知れない。この点を断定できないのは、後述するように、東西産業協力の成功した実例は現在まだそれほど多くないからである。

以上の考察を裏付ける資料を以下に若干引用する。第1表では、コメコン側資料による1970年代の対西側諸国輸出入依存度と貿易収支況とを示した⁽³⁾。第1表の貿易収支況は、ルーブル表示の輸出入差額を各年の対ドル公定為替レート⁽⁴⁾で換算して表示したものである。統計上あまり正確な数値とはいえないが、年々の傾向を検討する上では有意義であろう。全体として年々東欧諸国側の赤字が累積されているが、とくに1973—74年をひとつの画期として赤字幅の拡大が顕著である。東欧諸国の中でも、いわば中進的な水準にあって西側からの輸入への依存度の高いポーランド、ハンガリー、ルーマニアの3国の貿易収支悪化がいちじるしい。なかでもポーランドは、1970年代なかばには西側に対する輸入依存度が50%前後に達し、巨額の貿易赤字を記録するにいたった。ソ連は穀物の大量輸入もあってポーランド以上の大幅赤字を示しているが、石油・ガスの輸出国でもありまた貿易収支赤字を金売却である程度カバーできるので、のちに示すように対西側債務残高はポーランドほど大きくなっていない。なお、ユーゴスラヴィアでは、周知の歴史的事情から西側との貿易が大きな比重を占めていたが、巨額の赤字が累積したために、最近ではむしろ対ソ貿易の比重が漸増している。

次に、東西貿易の商品構成を西側統計によるSITC分類で（コメコン統計では分類困難なので）示したのが第2表である。SITCの0～4（食品・飲料・粗原材料・鉱物性燃料・油脂）と5～8（工業製品）とに大別すれば、西側からの輸入では圧倒的に後者の比重が高い。輸出商品構成に関しては、工業国間の水平分業に近い姿を示している東ドイツとチェコスロヴァキアをを別にしても、工業製品輸出の比重が意外に高いようである。しかし、より詳細に検討してみると、西側からの輸入ではSITC 7（機械・輸送設備）が最大の比率（全輸入の30～40%）を占めているのに対して、

第2表 対西側工業国輸出入商品構成 (%)

		輸 出		輸 入	
		(1)	(2)	(1)	(2)
東 ド イ ツ	{1970	22.5	77.2	23.2	76.8
	{1977	21.9	77.3	21.7	76.7
チ ェ コ	{1970	33.1	65.4	20.3	78.9
	{1977	31.8	66.4	14.9	83.6
ポーランド	{1970	67.7	31.4	25.7	73.1
	{1977	51.2	47.6	18.3	80.7
ハンガリー	{1970	57.9	41.0	19.5	79.7
	{1977	43.7	55.3	11.6	87.1
ルーマニア	{1970	60.5	38.8	15.7	83.8
	{1977	41.5	58.2	16.2	83.2
ブルガリア	{1970	60.9	38.3	14.5	70.8
	{1977	48.2	50.6	6.9	92.0
ソ 連	{1970	73.3	26.2	10.0	89.2
	{1977	76.3	23.1	15.5	83.6
ユ ー ゴ	{1970	40.2	58.9	11.1	88.4
	{1977	28.3	70.2	9.1	90.2

(1)=SITC 0~4 計 (2)=SITC 5~8 計

Comecon Foreign Trade Data 1980, pp. 296-390 より計算

西側への輸出は SITC 6 (基礎的素材または 8 (雑貨類) が大部分で、SITC 7 の輸出は全輸出の10%以下にすぎない。もっとも典型的なのはソ連の対西側貿易の構造であって、1977年を例にとれば、対西側輸出の76%が SITC 0~4 の部類に属し、鉱物性燃料のみで全輸出の53%を占めている。輸入の84%は工業製品で、うち SITC 7 のみで40%を占める一方、ソ連の対西側輸出で SITC 7 の占める比率は2.5%のみである。このような後進国型貿易構造は、前述の東ドイツ、チェコスロヴァキアの2国を例外とすれば、他の東欧諸国においてもおおむね共通にみられるところであり、東西経済関係が構造的には南北問題と類似の様相を呈しているとみることができよう。

私見によれば、ソ連・東欧諸国は三重の南北問題に直面している。東欧内部でも、北部の工業化された諸国 (東ドイツ、チェコスロヴァキア) と

南部の後進的な諸国（ルーマニア、ブルガリア）との経済的な格差は大きく、コメコンのわく内でも南北の格差是正の要求が強い。ユーゴスラヴィアでは、連邦内部に、発達した北部の諸共和国と後進的な南部の諸共和国・自治州との南北問題がある。対外的には、前記のように東西経済関係が南北問題に類似して、「北」の西欧と「南」の東欧という関係がいまなお維持されている。これに加えて“本物”の南北問題があり、東西双方ともに、「北」の既開発諸国として開発途上諸国からの所得格差是正要求に対応しなければならないのである。これまでソ連・東欧諸国は、東西貿易によって生じた赤字を、開発途上諸国との貿易黒字による交換性外貨取得である程度補填してきた。しかしながらこの方法は“本物”の南北対立を激化させるおそれがある上に、前述のように東西貿易の赤字幅が拡大するにつれて補填が不可能であることが明らかになってきたのである。

この結果は、当然のことながら西側に対する東側諸国の債務の累積となつてあらわれてきた。累積債務についてのCIAの推定値は第3表に示されている⁽⁵⁾。われわれが1980年10月にウイーンでクレジットアンシュタルト・バンクフェラインの外国担当者に面接した時に示された推定値が第4表である⁽⁶⁾。もともと正確な数値の把握はきわめて困難なのだが、1979年末についての両者の推定値は、ルーマニアの10億ドルの違いを別にすれば2～4億ドルの相違にとどまっているので、判断材料としては有効であろう。債務累積額としてはポーランドが最高である（1980年末には230億ドルに達したといわれる）が、国民1人あたりの債務額ではハンガリーが最高であり、最近の債務累積テンポはルーマニアがもっとも急速である。これに対してソ連は、ここ数年債務残高のかなりの減少を示している。したがって、とくに東欧諸国にとっては、前述の貿易動向からみても、通常の商品貿易によって西側への債務を返済することはきわめて困難であり、西側からの信用供与もしくは西側企業の直接投資が重要な役割を果すものと期待されているのである。

ソ連・東欧諸国の側では、東西経済関係のこのような動向に対する対策

第3表 ソ連・東欧諸国の累積債務（CIA推定，100万ドル）

	東ドイツ		チェコ		ポーランド		ハンガリー		ルーマニア		ブルガリア		ソ連	
	78年	79年	78年	79年	78年	79年	78年	79年	78年	79年	78年	79年	78年	79年
民間借入 (うち米銀)	7,729 (115)	8,800 (1,101)	2,798 (173)	3,550 (175)	13,430 (1,315)	16,000 (1,515)	7,380 (827)	7,900 (788*)	3,609 (324)	5,100 (288*)	3,935 (591)	4,180 (684)	10,316 (1,300)	9,500 (1,100)
政府借入 IMF, IBRD 借入	1,165	1,340	408	470	4,414	5,100	93	120	800	905	328	320	6,911	7,700
	—	—	—	—	—	—	—	—	812	945	—	—	—	—
合計	8,894	10,140	3,206	4,020	17,844	21,100	7,473	8,020	5,211	6,950	4,263	4,500	17,227	17,200
商業資産	1,346	1,700	693	950	872	1,100	941	700	229	250	553	770	6,010	7,000
債務総額	7,548	8,440	2,513	3,070	16,972	20,000	6,532	7,320	4,992	6,700	3,710	3,730	11,217	10,200

* 79年6月末

第4表 ソ連・東欧諸国の累積債務（クレジットアンシュタルト推定，億ドル）

	東ドイツ	チェコ	ポーランド	ハンガリー	ルーマニア	ブルガリア	ソ連	合計
1977年12月末	66	25	140	43	31	30	137	472
1979年12月末	86	32	196	73	57	39	106	589

は、つねに後手にまわってきた。もともと、1949年に発足したコメコンは、東西冷戦・経済断交に対処して、東欧各国の一国社会主義的工業化の遂行のために巨大な原燃料・機械設備供給国としてのソ連と東欧各国との放射状の結合を目的としたものであった。したがってコメコンが、冷戦から「雪どけ」への転換に応じてすみやかにその体質を改造することは不可能であったし、一方でコメコン各国の平行主義的（「なんでも国産」という傾向の）工業建設の進展は輸入節約的に作用して域内貿易は停滞し、コメコンは一時は開店休業状態にあった。1950年代後半以降、西欧でのEECの成立と経済統合の提起に衝撃をうけたコメコンは、従来の名称（「経済相互援助会議」）をそのままにして「社会主義的経済統合」を提唱し、具体的には機械工業の各国別専門化、原料・エネルギー供給の一元化、各国5カ年計画の事前調整などの方策を進めた。これによってコメコンは、「東」の経済統合体として、「西」の経済統合体たるEEC（現EC）との対等な経済協力と経済競争を意図したのである。

しかしながら、一国社会主義的経済建設を進めてきた東欧諸国を、現段階で超国家的な計画原理によって統合することは不可能であり、各国間の経済関係、とくに相互貿易は、市場原理に大きく依存せざるをえない。ここで東側における固定価格制度、非交換性通貨による決済、基本的に双務的な貿易協定が障害となり、貿易価格の合理的設定、交換性通貨の導入、各国為替レートの合理的調整などが不可欠の前提となる。まさにこうした問題で前進がみられないことが、コメコン的経済統合のブレーキとなり、域内貿易の伸びなやみと対西側貿易への傾斜となってあらわれているのである⁽⁷⁾。

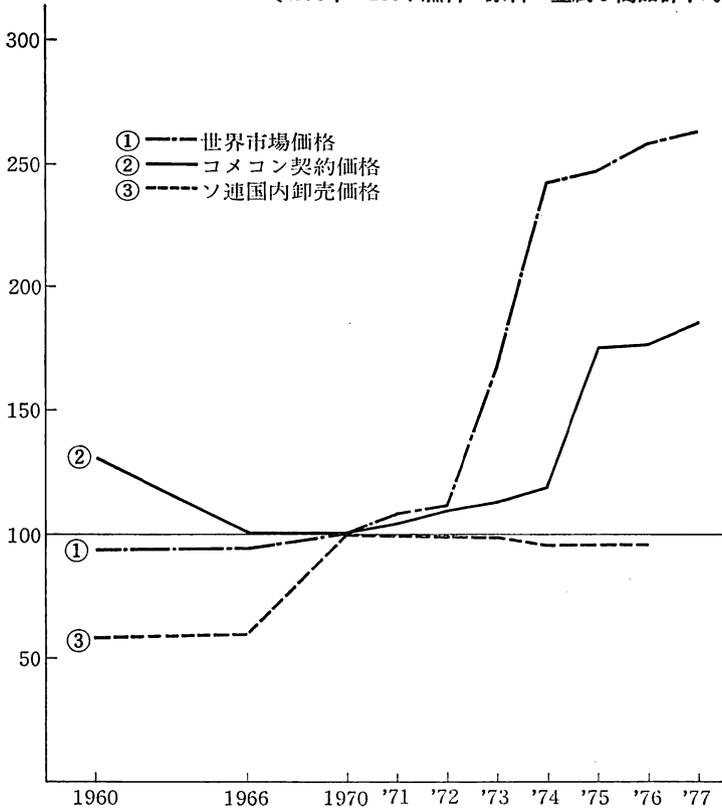
たしかに、コメコン30年の成果は、域内自給率の高さとしてあらわれている。消費財と食品に関しては、域内需要の2/3が相互貿易によって充足されており、とくに食品は80～90%が域内自給である。相互貿易の1/4を占める原・燃料も、域内需要の2/3～95%が自給されている。もっともこれは、ソ連1国がコメコン全体に対してその輸入需要のほとんど（天然ガ

スで99%、石油・石油製品で80%、棉花75%、電力68%)を充足しているという事情によるものである。反面、機械工業における各国別専門化の20年の歴史にもかかわらず、機械・設備の域内相互輸出の中での専門化製品の比率は1977年においても30%にすぎない⁽⁸⁾。また、コメコン域内での相互貿易は、品質の点で問題があるにせよ价格的には世界市場で同種商品を購入するよりも有利であって、それがコメコン加盟各国のコメコン離れを防止する有力な要因のひとつであるといわれてきたが、この点においても、とくに石油ショック以降には変化が生じてきている。

社会主義世界体制経済研究所(モスクワ)のミトロファーノヴァ女史は、燃料・原料・金属(9商品群)、農産物および加工食品(8商品群)、機械・設備(7商品群)の3大分類のそれぞれについて、1970年を100としたコメコン域内契約価格、世界市場価格、ソ連国内卸売価格の動向を比較している⁽⁹⁾。3大分類はともに類似した傾向を示しているが、もっとも典型的な「燃料・原料・金属」について第1図に図示した。世界市場価格は、周知のように石油ショックによって暴騰した。コメコン域内契約価格は、原価計算からすればソ連国内卸売価格と同一の動きを示してしかるべきだが、実際は、後者が横ばいであるにもかかわらず前者は世界市場価格にひきよせられて高騰を示している。このことは、コメコン域内貿易には固有の價格的基礎がないために世界市場価格の5カ年平均を基準として域内取引価格を決定するというシステムが採用されていることが直接の原因であるが、その背景には国内卸売価格にも合理的な根拠がなく基準たりえないという事情も存在している。いずれにせよ、コメコン域内貿易が價格的に有利であるという状況は消滅しつつあり、筆者が1977年にプラハの経済研究所を訪問した時にも、「コメコン域内貿易はわれわれ〔チェコスロヴァキア〕にとって有利とはいえない」という見解を示されたことがある。それは、コメコン域内貿易における交易条件が、巨大な原・燃料輸出国であるソ連にとっては改善、東欧諸国にとっては悪化となってあらわれているからである。

第1図 コメコン域内貿易契約価格の動向

(1970年=100; 燃料・原料・金属9商品群平均)



このような状況のもとで、ソ連側からも公式に東西経済協力の必要が具体的に提起されている。1975年の全欧安保・経済協力会議（ヘルシンキ）を契機として、同じく社会主義世界体制経済研究所のシュメーレフ博士は、東西経済協力の必要を、第1に国際緊張緩和の見地から、第2に「生産力発展の客観的傾向」から説明した上で（これがタテマエの論理にすぎないことはいうまでもないが）、東西協力の基本的方向として次の5項目をかかげている⁽¹⁰⁾。生産協力協定、コンペンセーション協定、合弁企業設立、大規模プロジェクトへの多角的協力（たとえばトランスヨーロッパ

パ・ガスパイプライン建設計画〔これは現在西ドイツとのあいだで検討されている〕、科学技術協力（ライセンス供与など）。このような提案の背景には（すなわちホンネの論理としては）、前述のような対西側貿易収支の悪化とコメコン諸国の経済成長のいちじるしい鈍化傾向⁽¹¹⁾とがあり、より効率的な経済成長と輸出競争力の強化のために、西側から資本と技術を導入しようとしているのである。

このような形態での東西経済協力、すなわち東西産業協力について、ウィーンの国際比較経済研究所は、次のような問題点を指摘している。東西産業協力が東側が期待しているほど拡大していないのは東西双方に原因があり、西側では経済統合の進展にともなう域外差別の存在と、1974—75年の景気後退とがブレーキになっているが、東側では対象となりうる東側企業に自主的な決定権が不足しており、東側通貨に交換性がなく、価格計算も困難であるという制度上の難点がある。「多くの東欧諸国の政府は、企業間協力協定とそれに関連したテクノロジーの移転によって、かなり前から必要が強調されている経済改革に訴えることなしに、その政治的危険をさけて、経済の効率を高めることができるという見解である。しかしながら、経験が示すところでは、経済改革が先行している東側諸国での東西協力の方が、経済改革が初歩の段階をこえていない諸国でよりも順調に進行しているのである。したがって、東西協力は、東側諸国における経済改革の代替物にはなりえない。反対に、協力協定のいっそうの発展のためには、経済メカニズムの広汎な改善、企業および企業連合の権利と責任の拡大、合理的価格、信用、為替レートの機能が有利な前提となるのである⁽¹²⁾。

経済改革の実施に政治的危険があるとみられているのは、ソ連・東欧諸国における従来の経済制度の改革が、必然的にその経済制度と一体化していた従来の政治制度の改革をも要請するからである。その実例は1965～68年のチェコスロヴァキアにみられた。逆にいえば、ソ連・東欧諸国の経済改革が成果をあげていないのは、それが政治制度の改革をともなっていない

いからである⁽¹³⁾。しかしながら、この“政治的危険”をあえてしても経済制度の根本的な改革に踏み切らないかぎり、経済成長の鈍化傾向に真剣に対処することはできない。つまり、ソ連・東欧諸国の経済成長を鈍化させ、コメコンの経済統合プランを行きづまらせ、また東西産業協力の拡大の障害ともなっている主要な原因（もちろん、これだけではなく客観的経済情勢の要因も大きいのであるが）は、ソ連・東欧諸国の現行の経済制度、計画化方式にあるのである。“経済メカニズムの広汎な改善”は、単に東西経済関係の現局面でやむをえず一時的に必要であるわけではなく、ソ連・東欧諸国自体にとって、その基本的な発展方向として必要なものである。したがってまた、東側諸国にとっては、国内的に必要とされている諸改革を実際に実施することが、東西経済関係の発展、東西産業協力の拡大に有利な条件をつくりだすことになるのである。

注(1) 拙稿「EC に接近するコメコン」、『経済評論』1974年10月号。

(2) Comecon Foreign Trade Data 1980, Edited by the Vienna Institute for Comparative Economic Studies, p. 254 より計算。

(3) Статистический Ежегодник Странчленов СЭВ, 各年版。この統計集では1976年以降のルーマニアの地域別貿易比率は公表されず、ユーゴスラヴィアについてはコメコン準加盟のためもとも数字がないので、注(2)の資料によって補足した（ルーマニア p. 163, ユーゴ p. 218）。なお、コメコン統計における西側諸国（直訳すれば「発達した資本主義諸国」）は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、イギリス、ギリシャ、デンマーク、イスラエル、アイルランド、アイスランド、スペイン、イタリア、カナダ、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、アメリカ、フィンランド、フランス、西ドイツ、スイス、スウェーデン、南アフリカ、日本の25カ国であるが、西側統計（第2表）での Industrialized West は、以上のうちアンダーラインの14カ国のみである。

(4) Comecon Foreign Trade Data 1980, p. 482.

(5) 『対東欧直接投資研究会報告書』、8—9ページ。

(6) 『対東欧直接投資実態調査団報告書』、29ページ。

(7) これらの論点に関しては、注(1)の拙稿のほか、「社会主義的経済統合としてのコメコン」、『経済志林』第40巻第1号(1972年1月)；「コメコンとECとの対抗・協力関係」および「コメコン的統合の方向と課題」、『コメコン。

東欧経済統合の現状と展望』, 世界経済情報サービス (1976年), の拙稿を参照されたい。

- (8) К. М. Лигай, Л. В. Фокина: Структура торговли между странами СЭВ, 《Вопросы экономики》, 12, 1979, стр. 94-103.
- (9) Н. М. Митрофанова: Тенденции движения контрактных цен в торговле стран СЭВ, 《Вопросы экономики》, 8, 1978, стр. 101-106.
- (10) Н. П. Шмелев: Промышленное и научнотехническое сотрудничество европейских стран, 《Вопросы экономики》, 6, 1977, стр. 79-89.
- (11) 1970年代後半では, コメコン全体の国民所得の対前年比増加率は次のように鈍化している。1976年: 5.5%, 1977年: 5.1%, 1978年: 4.7%, 1979年: 2.5%, 1980年: 2.6% (Л. А. Тарасов: Экономика стран СЭВ, итоги и планы, 《Вопросы экономики》, 5, 1977; 5, 1978; 6, 1979; 8, 1980; 6, 1981).
- (12) F. Levciik, J. Stankovsky, Industrielle Kooperation zwischen Ost und West, Wien, 1977, S.234.
- (13) 拙稿「東欧社会主義の政治と経済」, 『経済学批判』7 (1979年11月) 参照。

2. 東欧諸国における西側との合弁事業の現状

西側との合弁事業を予定しそのための法体系を整備しつつある東欧5カ国(ユーゴスラヴィア, ルーマニア, ポーランド, ハンガリー, ブルガリア)の外資導入法の概要の比較表, および最近までの合弁事業の実例を, 付録として末尾に掲げる⁽¹⁾。前節でふれたように, 東欧各国における西側との合弁事業へのとりくみは, それら各国の国内における従来の経済制度の改革へのとりくみと密接に関連している。1950年代初頭から, 労働者評議会による企業の自主管理制度を推進し, それを保障する経済制度としての“市場社会主義”のために1965~66年に経済改革関連法規の整備を行なったユーゴスラヴィアでは, その直後の1967年7月に外資導入法が制定され, さらに1971年6月の憲法改正で“投下資本の保証”が明文化された上に, その後の外資法改正で利潤の一部国内再投資義務が廃止されたため, それ以降に西側企業の活発な進出があり現在約200件におよぶ合弁事業が実施されている。

42 東西産業協力の諸様相

一方、コメコンに所属する他の東欧諸国のなかでは、1970年以降にハンガリーとルーマニアで合弁事業設立のための法整備が進められた。ただし、この両国の対応には大きな相違がある。ハンガリーは1965年から3年間の準備討論のうちに1968年1月から「新経済メカニズム」の名で知られる経済改革を導入し⁽²⁾、その延長線上で外資導入に積極的な態度を示しているのであるが、ルーマニアの場合には、国内的には従来の経済制度を維持し、経済改革の名に価するような経済政策の質的变化を経験しないままで、主として対外政策上の考慮から西側との接近をはかっているのである。しかしともかく、ハンガリーが1970年に西側資本との合弁企業設立に関する法令第19号を公布したのち1971年にルーマニアが新外国貿易法を制定し、1972年10月にはハンガリーで外資導入に関する大蔵大臣決定第28号が公布され、同年11月にルーマニアで合弁事業の施行細則に関する政令第424号と第425号が発表されている。実際の合弁事業設立はルーマニアの方が時期的に早い（付録参照）が、ハンガリーでは1977年5月に関連法規をさらに整備拡充して、外資導入可能分野を製造業全般に拡大している。

ポーランドでは、国内の経済改革は立案・試行・流産をくりかえしてきた。1965年7月に経済改革の基本方針がうちだされたが、1968年3月のワルシャワ大学紛争以後の政治的硬直化と1970年12月の第1次物価暴動によって経済改革は流産し、1973年1月の「新経済・財政制度」も1976年6月の第2次物価暴動によって流産している。この第2次物価暴動の直前の1976年5月に、外資導入に関する最初の政令が公布され、さらに1979年2月に新たな外資導入法が制定された。しかしこれは主として地方産業や協同組合企業を対象としたものであって、基幹部門での外資導入はいまだ法制化されていない。しかしそれでも最近の国際収支の悪化から外資導入には積極的であり、われわれとの会話では、「まず熊をつかまえてから毛皮の分配を相談しよう」というポーランドのことわざが引用された。

経済制度の改革が、市場メカニズムの導入よりもむしろ「農工複合体」の形成に主力がおかれているブルガリアでも、1980年3月によろやく外資

導入法 535 号が制定されたが、経済改革に関して保守的なソ連、東ドイツ、および 1965~68 改革がソ連の介入で挫折したチェコスロヴァキアでは、外資導入法は存在せず合弁事業も計画されていない。しかし、西ドイツ連邦経済省によれば、チェコスロヴァキアは最近、西ドイツ企業との産業協りに強い関心を示しているとのことである⁽³⁾。

これら既存の外資導入法による東西間の合弁企業設立にさいして、西側が直面する主要な問題点としては、次の 3 点があげられている⁽⁴⁾。第 1 に、合弁企業の所有権の問題であるが、これには、外資に所有権を認めない社会有型外資導入（ユーゴスラヴィア）と、一定の制限つきで外資に所有権を認める所有権型外資導入（ルーマニア、ハンガリー、ポーランド、ブルガリア）の 2 形態がある。いずれにせよ合弁事業が契約満了あるいは期限前解散の場合には、土地・建物・設備などは東側に帰属し、外資側は自己の持分の評価額を国外送金することになるが、この点の保証が明確ではない。第 2 に、外資側にとって合弁企業における経営の自由がどの程度に保証されるかという問題がある。合弁企業は当然、東欧諸国における国内法としての憲法、労働法、民法、経済法などを守らなければならないし、各国の経済計画および経済システム（賃金・価格の決定方式、資材購入と製品販売の方式など）に拘束されることになる。もっともこの点では、前述のように各国における経済制度の改革の進行の度合によって状況が大きく異なり、たとえばユーゴスラヴィアの場合には、“市場社会主義”体制として、合弁企業に対する上部機関の規制は少なく経営も比較的に自由である。ただしここでは、労働者評議会が実際にどこまで経営に介入してくるかという、別の問題が存在する。第 3 に、使用通貨の問題がある。ユーゴスラヴィアのディナールをのぞいて、他の東欧諸国の通貨は交換性を持たない。コメコン域内の決済用通貨としての振替ルーブルは、対外的な決済手段としての役割は果していない。このため、合弁企業における経済計算は、主として交換性外貨（すなわち西側通貨）で処理されており、東側での国内価格体系とは連結が困難である。

44 東西産業協力の諸様相

このような全般的な問題点を考慮した上で、われわれ対東欧直接投資実態調査団は、西欧諸国における対東欧直接投資についての評価と、東欧諸国における合併企業の実情との調査を主目的とした。西欧での訪問先は、オーストリア連邦通産省、クレジットアンシュタルト・バンク フェライオン、ウィーン国際比較経済研究所、西ドイツ連邦経済省、ドイツ銀行の5カ所である。東欧での訪問予定がユーゴスラヴィア、ポーランド、ルーマニアの3カ国であったため、主としてこの3カ国に対する西側の評価をたずねたが、以下はその要約である⁽⁵⁾。

西欧諸国にとって、東欧諸国は、社会主義体制である以前にヨーロッパの一部であり、古くからの隣人である。とくにオーストリアにとっては、第1次大戦までのオーストリア・ハンガリー帝国以来の歴史的・文化的な親近感が今日まで続いている。西ドイツでも、日本と中国とが相互に歴史的な親近感があり経済関係が緊密化しようとしている状況と、西ドイツと東欧諸国との関係とは類似しているという指摘があった。西ドイツの対東側貿易（この場合には対中国貿易を含み、東西ドイツ間貿易を除く）は東西貿易全体のほぼ20%を占め、その他理的伝統的立地条件から東西貿易に主要な地位を保持してきた。西ドイツの貿易総額に占める東西貿易の比重は1979年当時で7%にすぎないが、個別商品グループの輸出入総額に占めるその比重は、輸出の場合で鋼管の40%、薄板の24%、工作機械の20%と高く、輸入では石炭の36%、天然ガスの25%、ウラニウム55%、パラジウム43%を東側に依存している⁽⁶⁾。オーストリアは地理的にも東西の接点であり、貿易の14~16%を東西貿易が占めている。オーストリアの東欧コメコン諸国への輸出額は、オーストリアもその一員である EFTA 諸国への輸出額にほぼひとしい。オーストリアの輸入においては、ソ連の天然ガスとポーランドの石炭がエネルギー供給に重要な役割を果している⁽⁷⁾。

このような状況のもとで、西欧諸国、とくに西ドイツは、当面の経済的障害や政治的対立によって東西の経済交流を大きく変化させるべきではないと考えている。アメリカ政府が要請した、アフガニスタン介入に対する

ソ連への経済制裁の一環としての対ソ輸出制限に、西ドイツのシュミット首相は、全面的な協力はできないと表明した。その理由は、第1に、天然ガス・パイプライン計画が進行中であることにみられるように、エネルギー面でのソ連との結びつきが強まっていることであり、第2に、前述のように西ドイツ産業の特定の業界では対ソ連・東欧輸出への依存度が高く、対ソ輸出制限は失業問題を深刻化しかねないことである。第3に、西ドイツ政府は現在、東西の緊張緩和に積極的に努力しており、また過去において経済制裁が一国の内政・外交政策を転換させる効果を持ったことがないことから、強硬措置には批判的であること、第4に、西ドイツの対外経済法においては、軍事的目的を持つ高度な技術製品以外のものは輸出を制限できないことになっていること、などである。

しかしながら反面で、このような西側の前向きな姿勢にもかかわらず、東西経済関係、とくに東西産業協力はそれほど発展していない。インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙(チューリヒ)の東西貿易特集の見出しを借りるならば、Links Steady Despite Bans But Business Outlook Poor ということになるのである。西側からの対東欧直接投資政策に関連して、投資環境としての東欧各国についての評価では、多くの国が国営貿易であって東側企業との直接接触が困難であること、価格と賃金に関して行政的介入が多いこと、通貨に交換性がなく為替レートが人為的に設定されていることなどの難点が指摘されている。ただしユーゴスラヴィアの場合には自由貿易であり、国内企業と直接接触が可能であって、外資法も柔軟な運用が可能であり、企業間の契約が実質的な意味を持つことになるが、契約の実行にさいして労働者自主管理制度がどのような影響を及ぼすのかという不安も、西側企業には残されている。またユーゴスラヴィアのテクノロジー、管理能力、製品の品質などが、必ずしも西側企業を満足させる水準に達していないという問題もある。ウィーンの国際比較経済研究所の見解では、アフリカなど第3国への共同投資のさいの東西協力ならば、ユーゴスラヴィアのテクノロジーでも有効であろうということであっ

た。

ポーランドは基本的に国営貿易であり、通貨（ズロチ）に交換性がなく、価格制度も硬直的である。このような経済制度上の問題点に加えて、巨額の累積債務の問題と現在の政治不安とがある。ポーランドでは1970年代初頭からギエレク政権が輸出能力拡大のために西側借款による工業化促進政策をとったが、西側の不況によって輸出が困難となり債務が累積して政策の転換をせまられた⁽⁸⁾。西ドイツの銀行筋では、ポーランドが3～4年で経済的困難を克服して回復にむかうことを期待して、債務返済のための借款を供与している。この期待は、ひとつにはポーランドが資源輸出国であることによるものであり、もうひとつは、ポーランドがハンガリーにならって経済制度を改善し、世界市場価格と国内価格とを連動させて、より柔軟な経済運営を行なうことが可能であるとみていることによる。ただし、この債務返済のための借款にさいしては、リスクをさけるためにポーランドの対西ドイツ輸出額以下の金額におさえている。

ルーマニアも国営貿易であり、経済システムは硬直的だが、ここではソ連に対して自立的な外交政策がとられ、西側および発展途上国への接近が顕著である。ルーマニアは石油産出国であり石油製品が最重要輸出品目となっているが、石油産出高は1975年にピークに達し、現在ではアラブ諸国からの石油輸入が必要とされている。このため、ここ2～3年国際収支は急激に悪化し、経済成長も計画を下回る減速を示してきた。エネルギー問題の解決のためには、カナダから原子炉を輸入して原子力発電を急速に拡大することを予定しており、またユーゴスラヴィア、ブルガリアと協力してドナウ川に新たな水力発電所の建設計画を進めている。また一方で、相対的に低価格の石油を求めてソ連への再接近を行なっているともいわれる。ルーマニアは前述のように早くから外資導入に積極的であり、1979年10月には西ドイツとのあいだで投資保証協定を結んでいるが、現在のところルーマニア国内への外資の進出は数多くない。それはルーマニアの経済システムへの不安によるところが大きいようである。西側では、バルカン

の後進地域であるルーマニアとブルガリアへの投資は、発展途上国への投資として重視されるべきだが、ブルガリアについてはソ連との関係がとくに密接であるという点と、国内低開発地域への投資に重点がおかれているという問題があり、ルーマニアについては、経済システムとの関連で投資の経済性を十分検討すべきだと慎重な態度を示している。

他の東欧諸国のうち、東ドイツは西ドイツと特殊な経済関係にあり、両ドイツ間貿易は拡大しているが、東ドイツには外国からの投資に関する法律は存在せず、当面は外資導入の可能性はない。チェコスロヴァキアの経済運営は堅実で対外債務も少ないが、外資導入についてはチェコスロヴァキアは消極的である。ハンガリーの外資法は法律的にはまだ十分に整備されていないが、ハンガリー型の経済改革の実施によって国内経済のマネージメントは良好であり、西側としても、あらゆる分野の合弁事業が可能であるとして今後を期待をかけている。ここではすでに、中央ヨーロッパ国際銀行（Central European International Bank, Limited—CEIB）が、日本の長期信用銀行と太陽神戸銀行を含む西側6行とハンガリー国立銀行との合弁で、1980年1月に設立されている。

以上を総括すれば、西側から将来性に関してもっとも期待をかけられているのはハンガリーであり、政治的・経済的に問題なしとしないが現状ですでに多くの外資が進出し活発に活動しているのがユーゴスラヴィアであるといえよう。東欧諸国にとっては西側との合弁企業は東西経済協力のもっとも望ましい形態とされているが、西側にとってはまだリスクが大きく、まず各種の産業協力を数多く積重ねることが必要だとしている。西ドイツの東欧諸国との産業協力は600件以上にのぼるが、合弁事業はまだ“氷山の一角”であり、ユーゴスラヴィア以外ではハンガリーとルーマニアに各1件、そのほかに前記のCEIBへのバイエリッシュ・フェラインスバンクの参加がある程度にすぎない。オーストリアも、ユーゴスラヴィア以外では、CEIBへのクレジットアンシュタルト・バンクフェラインの参加があるのみである。ユーゴスラヴィアに関しての最近のデータは（ユ

48 東西産業協力の諸様相

ーゴスラヴィア政府当局からも）得られなかったが、1970年代はじめから西ドイツ21社、オーストリア6社が進出しており、西ドイツのユーゴスラヴィアへの直接投資は1979年末で1億2,900万マルクであった。この金額は、他の東欧諸国への合計投資額の約10倍である。

西ドイツ連邦経済省の資料によれば⁽⁹⁾、西ドイツとポーランドとの企業間協力はおよそ100件にのぼり、相互貿易額の20%に及んでいる。主要な分野は機械、電機、化学であり、とくに石炭ガス化の分野での大プロジェクトが期待されている。ルーマニアとのあいだには、1973年に設立された合弁企業 Resita Renk（ギアなどの製造と販売）があるが、最近新たに52件の企業間協力が成立し、約30の新規プロジェクトが交渉中であり、主要な分野は化学設備、機械、電機である。ハンガリーとのあいだには、1974年に Siemens が進出した Sicontakt（電機、医療機器、生産制御設備の生産と販売）があるが、このほか企業間協力が360件に達している。主として中小企業の参加であり、その半分为機械と電機に集中している。

われわれ実態調査団は、東欧諸国では貿易関係政府機関との会談のほか、ユーゴスラヴィアでミオ・スタンダード工場（オシエク）、ルノーIMV工場（ノヴォ・メスト）、ポーランドでフィアットFSO工場（ワルシャワ）、ルーマニアで Rom Control Data（ブカレスト）、Roniprot（クルテア・デ・アルジェシュ）の各工場を訪問した。その詳細は報告書にゆずるが、以下にそれらの特徴点と、各国の経済システムとの関連についての筆者の観察とを略記する。まずその前に、今回は日程の都合上、訪問はできなかったが、ハンガリーの CEIB について、日本側の参加銀行のひとつである長期信用銀行から事前に説明をうけたのでそれを紹介する⁽¹⁰⁾。

CEIB、つまり中央ヨーロッパ国際銀行は、東欧諸国における最初の東西合弁銀行である。1978年秋にハンガリー国立銀行が検討を開始し、1979年11月9日に合弁事業契約が調印され、同年12月には資本金2,000万米ドルの払込みが完了し、1980年1月からブダペストで営業を開始した。出資比率はハンガリー国立銀行が34%、残り66%を西側6行（日本長期信用銀

行、太陽神戸銀行、イタリア商業銀行、バイエリッシュ・フェラインスバンク〔西ドイツ〕、クレジットアンシュタルト・バンクフェライン〔オーストリア〕、ソシエテ・ジェネラル〔フランス〕)が各11%ずつとなっている。社長はハンガリー国立銀行から、副社長はクレジットアンシュタルト・バンクフェラインから派遣され、非常勤取締役14名が全7行から2名ずつ派遣される。主要な業務は、東欧諸国(ハンガリー以外をも含む)の輸入関係金融業務、東欧諸国から非コメコン発展途上国への輸出関連貸付業務、東欧諸国に対する投資相談および合弁企業に対する出資ならびに貸付業務、ハンガリーにおける通常の外為業務となっており、使用通貨は米ドル(公用語も英語)で現地通貨(ハンガリーのフォリント)や振替ルーブル(コメコン域内決済用通貨単位)による取引はできない。CEIBはハンガリー蔵相から課税上の特典があたえられ、利益の国外送金にも制限はない。職員の給与はハンガリー国立銀行と同水準とされ、会計監査は西側基準による。現在の業績は順調であり、他の東欧諸国もCEIB利用に意欲を示しているとのことである。

ユーゴスラヴィアでわれわれが訪問した2工場のうち、ザグレブとリュブリャナの中間の Novo Mesto にある IMV (Industrija Motornih Vozil—つまり「自動車工業」の略)は、合弁企業ではなく、フランスのルノー社からライセンスを購入して「ルノー4」,「ルノー80」を生産している長期産業協力(1990年まで、以後自動延長可能)工場で、ルノー社からの投資もなく経営にも参加していないので、これは省略する⁽¹¹⁾。もうひとつの Mio Standard はベオグラード北西 150 km (ハンガリーとの国境に近い)、クロアチアの古都 Osijek にあり、日本の本田技研工業との合弁契約が進行中であった。スタンダード社は1977年から本田技研のライセンスでパワー・ティラー、すなわち果樹園用の手押し耕うん機を生産してきたが、そのための汎用エンジンの専門工場を合弁事業として設立することになったものである。ユーゴスラヴィアでは、前述のように、労働者自主管理制度のもとで各企業は自主管理契約にもとづいて運営され、企業

50 東西産業協力の諸様相

の資産は“社会有”であって、外国資本参加の場合でも企業の資産に対する所有権は発生せず、外国資本は出資比率に応じた利益配分、本国送金などの権利を持つだけである。各企業の労働者評議会は独自に企業計画を作成し、その企業計画の中に外国資本との合併計画も含まれる（したがって、別会社としての合併企業が新設されるのではなく、企業内に新たな事業部ができるようなものである）。この合併計画にもとづいて企業は独自に外資と交渉し、合併契約を作成する。

スタンダード社の場合には、現在の5工場のほかに合併事業のために1工場の新設を予定し、スタンダード社の従業員1,100人の1部（40～50人）をふりむけることになっている。合併事業の運営にはユーゴスラヴィア企業と外資側企業とのあいだで「合同理事会」が結成され、外資側は出資比率に関係なく半数まで代表者を出すことができる。運営上の最終決定権は、合併事業の場合でも労働者評議会（ここには外資側は含まれない）にあるが、スタンダード社での説明では、「企業の利益になることなら労働者評議会は反対しない」ということであった。なお、企業長は労働者評議会によって選出され、任期4年だが何期再選されてもよい、とのことで、スタンダード社の社長ブラゴエ・コンジャ氏も20年近く重任している。ただし、ユーゴスラヴィアの法律上では企業長は一応は連続2期しかつとめることができないことになっているが、事実上はそれ以上、たとえば5期連続してつとめることができ、これまでの最高では連続8回再任された例があるそうである⁽¹²⁾。

実はこのことが、ユーゴスラヴィアにおける労働者自主管理制度のタテマエとホンネの分離の問題として重要なのだが、企業の労働集団全員が労働者評議会を選出し（ただし企業長だけは選挙権も被選挙権もない）労働者評議会が企業長を任命し解職する権利を持つことはたしかである。ただし企業長をいったん任命すれば、労働者評議会は企業長の日常の業務には介入せずまかせきりになり、またまかせてもいいような有能な企業長を選出する傾向がある。したがって、労働集団の所得を確実に増大させてくれ

る有能な企業長は20年でも30年でも重任が可能になる。この点は、ベオグラードで IICY (Internatinal Investment Corporation for Yugoslavia) の専門家と会談したさいにも指摘され、労働者は経営上の細部には介入したがるので、労働者自主管理も理想的には機能していない、との評価であった。またこの専門家の指摘によれば、ユーゴスラヴィアでは一応国家計画としての5カ年計画が存在するが、義務的なものではないので、企業は国家計画を気にしないで独自の計画を作成するとのことであった。そのさいに筆者が、「それでは5カ年計画の必要はないのではないか」と質問するとその回答は、「ある意味では私も同意見だ」ということであった。したがってユーゴスラヴィアの企業長は、上からの計画の制約はほとんどなく、下からの自主管理の介入も日常的には存在せず、経営者としての手腕を自由に発揮できることになる。これは労働者自主管理のタテマエとはあまり整合的ではないが、西側との合弁事業のさいにはむしろ有利な条件となるのである。実際には、ユーゴスラヴィアと西側との合弁事業の拡大をさまたげている主要な要因は、労働者自主管理制度ではなく、純経済的要因（ユーゴスラヴィアの国際収支悪化、インフレ加速など）と技術的要因（西側との技術水準のギャップ）であると思われる。スタンダード社と本田技研工業との産業協力が、いまのところ汎用エンジン生産の段階にとどまっているのも、後者の要因によるものである。

ポーランドでわれわれが訪問した FSO 工場（看板には Polski FIAT と出ている）は、ユーゴスラヴィアの IMV 工場と同様にライセンス生産を行っており、合弁企業ではない。イタリアのフィアット社から部品の5%を輸入し（他の部品はポーランドの国産）フィアット125P、126P、ポロネーズを合計約12万台生産している⁽¹³⁾。ここではたまたま工場内の掲示板に労働組合の掲示が3種類はりだされており、金属労組、自動車労組および「連帯」の掲示であった。通りすがりの労働者にたずねると、労働者の80%が「連帯」に参加しているとのことである（前2者は旧労組）。われわれのワルシャワ訪問は1980年10月末で、「連帯」の合法性について

のワルシャワ地裁の判断が下されようとしている時であり、全体として、合弁事業どころではないという雰囲気支配していた。前記のように、経済関係当局者からは「まず熊をつかまえてから毛皮の分配を相談しよう」という表現で日本の早期資本進出を要請されたが、その当局者自身、政権担当者の交代によってはいつまでその地位が保てるか不明なのである（官僚機構内の人脈が政治局員ごとに系列化されているため）。外資導入とも関連してポーランドの経済政策の上で大きな争点となっているのは、現行の経済制度をどのように改革するかという問題だが、外国貿易研究所の所長ヤヌシュ・カチュルバ博士は、筆者との会話で、「ポーランドはハンガリー型の経済改革を進める必要がある。ハンガリー型はもともとポーランドの発想なのだ」と語った。これは事実その通りで、1956年12月、ゴムルカ復帰直後に設置された内閣付属経済会議（議長オスカー・ランゲ、副議長M・カレツキー、W・ブルス）が経済制度改革についての基本的な構想をうちだしたが、ゴムルカ政権の政治的硬直化によってポーランドでは採用されず、ハンガリー経済改革の源流となったのである。現在のポーランドの政府側では、ハンガリー型経済改革をポーランドに導入する姿勢を示しており、これは前述のような西側での期待とも一致するが、1968年に政治安定と経済的好況のもとでスムーズに導入されたハンガリーの経済改革とはまったく異なる状況のもとで、果してどのような改革がポーランドで実現可能であるのかは、予断を許さない。

ルーマニアには筆者は以前1977年12月にアジア経済研究所の委託調査で訪問し、経済改革について調査した。その結果明らかになったことは、ルーマニアでは経済改革の名に値するような経済制度の大幅変更はこれまで実施されたことがなく、基本的にソ連と類似した中央集権の行政指令型計画化制度が維持されており、価格決定は一部の農産物を除いて政府機関の権限であり、企業が自主的に決定できる権限の範囲はかなり小さい、ということであった⁽¹⁴⁾。ルーマニアにはソ連と同様の資材・機械補給制度が存在し、機械や原材料は政府機関から割当配給され、企業が自由に購入

することはできない仕組みになっている（この点は現行のポーランドの制度も同様であり、その改革がポーランドの経済改革の大きな争点のひとつなのである）。

このような経済システムを維持しながら、現在ルーマニアは13カ国と投資保証協定を結んでおり、国外に70件、国内に8件の合弁企業が存在している。国内の合弁企業は株式会社形態、有限責任会社形態のいずれもが可能であり、総会、取締役会、執行委員会の3機関が設置される。ルーマニアの計画制度のもとでは、国内価格は国際価格と切離されて人為的に決定され、工業製品価格は20年間すえおかれたままである。したがって国内価格による取引と国際価格による取引とは大きな開きが生じることになるが、合弁企業はすべて国際価格建てを義務づけられ、ルーマニアの国内価格で原材料を調達することはできない。また合弁企業の賃金も、外資側は国際水準による外貨建てで銀行払込みが必要とされるが、実際に現地通貨（レイ）で支給される賃金は同一部門の国内企業の賃金水準（決定は政府機関の権限）にもとづいているため、大きな差額がルーマニア政府の外貨収入となる⁽¹⁵⁾。こうした難点が、早くから外資導入に意欲的であったにもかかわらずルーマニア国内での合弁企業数がそれほど多くないことの一因となっているのである。

ルーマニアでわれわれが訪問した2工場は、アメリカの **Control Data, Co.** とルーマニアのエレクトロニクス・オートメーション工業公団（機械工業省所属）との合弁企業である **Rom Control Data**（生産品目はコンピューター周辺機器）と、日本の大日本インキ化学工業（DIC）とルーマニアの医薬品・化粧品・塗料・染料・ラッカー公団（化学工業省所属）との合弁企業である **Roniprot**（生産品目は石油蛋白を原料とする飼料用イースト）であるが、以下両者を一括して説明する。

Rom Control Data は1973年4月に資本金400万ドル（のち600万ドルに増資）で設立され出資比率はルーマニア側55%、アメリカ側45%であった。1974年から生産を開始し、製品は **Control Data** のネットワークを通

じて西欧で販売されている。1977年までは赤字で、1978年から黒字に転じたが、1980年までの3年間は所得税が半額（税率15%）に減額された。1981年からは30%課税となる。Roniprot は1974年3月に資本金2,806万ドイツ・マルクで設立され出資比率はルーマニア側57%、日本側43%である。運悪く石油ショックにぶつかったため原料コストが上昇し（前記のように原料購入には国際価格を適用される）生産そのものが難航している。したがって利益は出ていないが、利益が出た場合には最初の2年間は無税、次の1年間は半額（15%）、4年目から税率30%となる。国内再投資の場合には税率は10%に減額されるが、海外利益送金の場合には逆に10%追加課税される。運営方式は両社とも共通で、両当事者の対等の議決権による総会が年1回開かれ、取締役会（Rom Control Data の場合ルーマニア側5名〔社長を含む〕とアメリカ側4名、Roniprot の場合ルーマニア側4名〔社長を含む〕と日本側3名〔副社長を含む〕、議決は全会一致のことが多い）が年数回開かれる。日常業務は執行委員会の権限であるが、これは Rom Control Data の場合は社長（ルーマニア人）1人で構成されており、Roniprot の場合には社長（ルーマニア人）と副社長（日本人）の2人である。したがって Rom Control Data では有能なルーマニア人経営者が外資側から全面的に信頼されていることになるが、Roniprot では、「外資側としては社長をいかに上手にコントロールするかが問題である」と表現されている。これには、有能な経営者であった前社長が個人的理由（大統領夫人の機嫌をそこねた）で強制的に引退させられたあとに、政治的人事が行なわれたことが背景にある。

また、前述のようなルーマニアでの合弁企業の賃金支払方式については、Roniprot の具体的な数字が示された。Roniprot の場合、社長の給与は社会保険料（給料の10%の年金負担と15%の医療保険費）25%込みで6,605ドイツ・マルクであり、この金額の外貨が外資側からルーマニア外国貿易銀行に振込まれる。しかし銀行から社長給与として合弁企業に払出されるのは6,545レイであり、これは1980年4月のレートで換算すると

1,012 ドイツ・マルクにしかならない。実に 5,593 ドイツ・マルクが途中で消えているのである。「上記のごとく合弁企業は月々の給料を外貨建てでルーマニア外貨銀行へ上納し、社長クラスでその外貨建ての約15%の現地通貨レイが、労働者クラスで27%が、全社平均で26%のレイが実質給料として彼等に支給され、全社平均の差額74%の外貨がルーマニアに蓄積されてゆくことになる。この方式でゆくと、ルーマニア側が投資した現金資本金 350 万ドイツ・マルクは現在の給料では約 1 年半でこの差額で回収されることになる。」⁽¹⁷⁾

- 注(1) 『対東欧直接投資研究会報告書』, 32—43 ページ, 99—105 ページ。なお、『東欧諸国における合弁事業の現状と合弁事業法』, 日本貿易振興会海外経済情報センター, 昭和55年 8 月, をも参照。
- (2) ハンガリー経済改革に関しては、門脇延行「ハンガリー 新経済管理システム」, 岩田昌征編『経済体制論 第IV巻 現代社会主義』, 東洋経済新報社, 1979年, 所収, およびチコシュ・ナジ著/盛田常夫訳『社会主義と市場。経済改革のハンガリー・モデル』, 大月書店, 1981年, 参照。なお、東欧各国の経済改革の比較に関しては、筆者の編集による『東欧経済改革の現段階』, アジア経済研究所, 1978年, および『東欧諸国の経済政策的課題』, 同, 1979年がある。
- (3) Der deutsche Osthandel 1980, Bonn, Juni 1980, S. 7.
- (4) 『対東欧直接投資研究会報告書』, 24—28ページ参照。
- (5) 『対東欧直接投資実態調査団報告書』, 5—7, 11—15ページ参照。
- (6) Der deutsche Osthandel 1980, S. 4.
- (7) East-West Trade, 《International Herald Tribune》, Zurich, September 1980, 参照。
- (8) Tadeusz Szafar, Die Dekade Gierak, 《Osteuropa》, April 1981, S. 277—296 参照。
- (9) Der deutsche Osthandel 1980, S. 9—11.
- (10) 『対東欧直接投資実態調査団報告書』, 132—137ページ, 『対東欧直接投資研究会報告書』, 96—98ページ, 参照。
- (11) 『対東欧直接投資実態調査団報告書』, 57—59ページ参照。
- (12) 小山洋司, 「ユーゴスラヴィアにおける労働者自主管理の実態」, 『高知大学学術研究報告』, 第29巻 (1980), 11ページ。
- (13) 『対東欧直接投資実態調査団報告書』, 80—81ページ参照。

- (14) 斎藤稔編『東欧諸国の経済政策的課題』, 9-11ページ参照。
- (15) 『対東欧直接投資実態調査団報告書』, 22-23ページ, 82-103ページ参照。
- (16) 同上, 104-112ページ参照。
- (17) 同上, 112-114ページ。

3. 東西産業協力の展望と評価

東西産業協力の今後の展望に関しては、まず西側、東側ともにその拡大の必要を認めていることを指摘しておかなければならない。西側諸国にとっては、前記のように東西経済関係が比率としては決して大きくはないものの特定の分野ですでに長期にわたって定着しており、東西貿易の当面の伸びなやみを打開するために産業協力、直接投資など多面的な方策が必要であることが認識され、検討されている⁽¹⁾。とくに西欧諸国にとっては、前述のような地理的、歴史的、文化的親近感のみならず、東欧諸国の技術水準、管理能力等からみて他地域と比較して相対的に有利な投資環境であり、東西ヨーロッパ間の緊張緩和という観点からも民間企業の進出に対する政府の積極的な支持も期待されるので、既述のような各種の制度上の困難に直面しながらも、東西ヨーロッパ間の産業協力は今後も着実に進展するものと思われる。また実際に、西欧諸国はもはや引返し不能なまでに東欧諸国との経済関係に深入りしてしまっており、現在の東欧諸国の西側に対する累積債務が回収不能にならないためには、東欧諸国における輸出競争力の改善に西側自身が積極的に協力せざるをえないのである。

東側はもちろん、西側の資本と技術の導入による効率的な経済成長と輸出競争力の改善、それによる国民の生活水準の西側レベルへの接近を期待している。このことは短期的に達成できる目標ではないが、東欧諸国はすでに従来のソ連依存型貿易構造を脱却して東西経済関係を不可欠の構成要素として成長戦略を立てざるをえなくなっているのである。この東西経済関係、とくに東西産業協力の進展を阻害している主要な要因は、すでにのべたように東側の経済制度（中央集権的行政指令型計画化方式、人為的価

格設定、非交換性通貨など)にある。この経済制度の欠陥はすでに東側内部でもしばしば指摘されており、前述のように国ごとに大きな相違はあるものの、大きな流れとしては、企業により大きな自主的決定権を付与し、商品・貨幣関係により大きな活動の余地をあたえる方向に進んでいる。したがって、東側諸国においても、経済政策の基本的性格は、長期的には、東西産業協力にとって有利な方向へと変化しつつあるとみることができよう。この方向で決定的な変化が生じるとすれば、それはユーゴスラヴィア以外の東側諸国の通貨の交換性取得であるが、ハンガリーにおける CEIB の設立、同国の IMF 加盟申請（東欧ではすでにユーゴスラヴィアとルーマニアが IMF および世銀に加盟しており、前者の通貨ディナールは交換性通貨である）はハンガリーの通貨フォリントの交換性取得への一歩であるとみられている。

しかしまた、ひるがえって考えてみて、このような東西経済協力の進展、東側の経済制度の変化（方向としては西側経済制度への接近）は、東側の社会主義的計画経済にとってどのような意味を持つものであろうか。それは社会主義の資本主義への変質をもたらすものではないのだろうか。たしかに当面は、上記のような東側の経済制度の変化は、積極的な意味を持っている。東側諸国において、強行的な工業化政策として国民の必要最低限の生活水準が保障され、それを土台として欲求が多様化し、その充足のためには、より経済的に合理的な経済システムが必要とされ、その合理的な経済システムを社会的に機能させるために、より民主的な政治制度が要請される。このような、政治的民主主義と経済的合理性とを結合した、よりましな社会主義への発展方向と、当面の経済制度の変化の要請とは、ある程度まで一致しているのである。

しかしながら、新たな経済システムの採用が、古い経済システムによってえられた成果を犠牲にすることはないのだろうか。古い経済システムは、きわめて大まかに言ってしまうとすれば、自由と効率を犠牲にして平等原理を優先させてきた。いまや東側諸国では、一面ではかくれた不平等

が存在するとともに、一面では「悪平等の是正」が提唱されている。現在提起されている経済制度の改革は、平等原理よりもむしろ、自由と効率の名のもとに競争原理を優先させようとするものである。ハンガリーの著名な経済学者コルナイ・ヤーノシュは、このことを、能率と社会主義的倫理についての社会主義経済のジレンマであると指摘している⁽²⁾。コルナイは、このふたつの価値体系のあいだに矛盾は存在しないという、オスカー・ランゲ以来の見解を批判して、能率条件と社会主義経済の倫理原則とのあいだに衝突がおこるのは避けられない、と主張する。しかしもちろん、コルナイは能率条件を否定するのではなく、ただ「ある政治的・倫理的価値システムを矛盾なしに実行に移すと同時に経済能率をも保障するようなひとつの閉じた、無矛盾の社会的・経済的規範理論を創造することは不可能であるように思われる……現実主義であらんとし、かつ人間、共同体、組織、社会的グループの実際のありのままの姿を考慮に入れたいと望むならば、それは不可能なことである」と主張しているのである。

西側から高い評価をうけているハンガリーの経済改革自身が、内在的にはこのようなジレンマを含んでいる。もちろん、古い経済システムを維持すれば矛盾がなくなるわけではない。ある西側のビジネスマンは、ルーマニアの労働者について次のように観察している。「個人崇拜、党・国家優先のためひとにぎりの党幹部を除いてほとんどの国民が人生に希望と刺激をなくしている……革命後35年もたっていないまだに生活が満たされず、職場では義務と責任だけで、独自の思想を職場に活かすことができず、またいかに働いても給料ボーナス等のメリットはなく、すべては減点方法では、学校を出てから年金生活に入るまでどうやって自分の持ち点を減らさずに過すかとなれば、無理をして働かないのがベストとなってくる……。」このようなシステムが、社会主義の倫理原則を実行するものでないことは明らかである。ここでは、競争原理の導入が生きがいをもたらすものとして有用である。結局は、どのような症状にも効果がある万能薬は存在しないのであって、副作用を承知の上で当面有効な処方が見出されなければなら

ない。その意味で、競争原理に傾斜した経済システムの改革の方向は、平等原理の侵犯という副作用の可能性を含みながらも、東側諸国にとって当面必要不可欠なものなのである。したがってまた、東西経済協力の進展は、当面の経済的必要によって是認されるばかりではなく、このような改革の方向を促進する外圧としても、積極的に評価できるものである。

最後に、唐突のようだが、中国もまた同じような課題に直面していることを指摘しておきたい。実は、われわれの調査団を派遣した通産省のねらいのひとつは、中国への日本の資本進出についての判断材料を集めることであったのである。「四人組」逮捕以後の中国がソ連・東欧諸国と類似した方向をとりつつあることは筆者の中国訪問のさいにも感じられたが⁴³⁾、西側からの外資導入にも中国は意欲を示し、1979年7月に全国人民代表大会で「中華人民共和国中外合資経営企業法」が採択された（付録Ⅲ参照）。この法律が東欧諸国の外資法と合弁企業の実際の運営とを参考にして作成されたことは、前節の説明と付録の条文とを参照されれば明らかであろう。このように中国が制度上も東欧諸国を参考にし、しかも「社会主義体制内へ西側資本をビルト・インする」という原理的な面で同一の事態が予想されるとすれば、中国で合弁企業を設立し運営するためには、既存の外資法と合弁企業の経験を持つ東欧諸国をまず調査し、その上で具体的に中国進出の経済戦略を立てることが必要である、ということになる。われわれの調査が対中国戦略に役立ったかどうかは筆者の関知することではないが、中国にとっても、今なお基本的にソ連型の経済制度を改革する必要があること、それとともに、コルナイのいう「社会主義経済のジレンマ」が中国においても今後ますます大きな問題となり、それに対しての現実的な対応が必要とされるであろうということは明らかであると思われる。

(1981年11月記)

注(1) ウィーンの国際比較経済研究所は、1977年に、東西産業協力についての調査報告としての、F. Levčík, J. Stankovský, Industrielle Kooperation zwischen Ost und West と、東西のエコノミストによるシンポジウムの記録、C. T. Saunders (ed.), East-West Cooperation in Business: Inter-

60 東西産業協力の諸様相

firm Studies の2冊を出版している。わが国でも、ソ連東欧貿易会が『東西経済協力の制度と実態』（1977年3月）と『東西間の技術移転の諸問題』（1978年3月）を公刊しており、同会の『ソ連・東欧諸国の外国貿易国家独占制度の展開』（1980年）には、鈴木輝二氏の「東西経済協力形態の多元的展開、ジョイント・ベンチャー (Equity Joint Ventures)」が収められている。

- (2) コルナイ・ヤーノシュ（門脇延行・深谷志寿訳）「社会主義経済のジレンマ」、『経済評論』1981年11月号，124-141ページ参照。
- (3) 拙稿「中国型社会主義は存在するか」、『経済志林』第47巻第3号（1979年9月）所収，参照。

付録 I

東欧5カ国の外資導入法の比較表

	ユーゴスラビア	ルーマニア	ポーランド	ハンガリー	ブルガリア
外資導入法 制定年月日	1967年法 No. 31 1968年法 No. 10 1973年法 No. 22 1978年法 No. 18	1971年法 No. 1 1972年布告 No. 424, 425 一部1887年商法典	1976年2月6日閣議決 定 No. 19/123 1979年2月7日閣議決 定 No. 36 1930年有限責任会社法 1934年商法典	1970年法 No. 19 1972年大臣決定No. 28 1977年大臣決定 No. 7 (改正法) 1875年商法典 1930年有限責任会社法	1980年3月25日布告 No. 535
当事者	[ユーゴ側] ①連合労働組織 ②経営体 ③複合連合労働組織 ②③が合弁契約を締結する場合には、一以上の連合労働組織がそれぞれの契約により生ずる権利を享有し、義務を負う旨を規定しなければならない。②③の権利・義務についても規定する。 [外国側] 外国の法人および私人	[ルーマニア側] 1または複数の法人格を持つ外国貿易企業、工業セントラルおよびその他 [外国側] 1または複数の外国経済機関、会社、企業体および外国私人	外国の私人・法人(ポーランド側)外国貿易企業)だけでよい。ポーランドの私人・法人も参加可能。 [外国側] 外国の法人および私人	[ハンガリー側] 外国貿易企業その他 [外国側] 外国の法人および私人	[ブルガリア側] 外国貿易企業その他 [外国側] 外国の私人および法人
期間	明示された規定はないが、合弁契約で、合弁事業の期間を定めなければならない。	合弁契約のパートナーの合意により決定される。	10年以内。 正当な理由があれば延長可能である。	15年以内。 正当な理由があれば延長可能である。	15年以内。関係会議の許可があれば延長可能である。

	ユーゴスラビア	ルーマニア	ポーランド	ハンガリー	ブルガリア	
形態	連合労働組織	株式会社および有限責任会社	株式会社および有限責任会社 その他	合名会社，株式会社，有限責任会社および共同事業	法人格を持つパートナーシップおよび法人格を持たないパートナーシップ	
活動分野	貿易，保険，公益事業を除いた分野。	工業，農業，建設，観光，運輸，科学，技術研究分野	手工業，国内商業取引，給食業務，ホテル業，その他のサービス業および一定分野の製造業	特に禁止分野はない。	製造業・商業・サービス業	工業，農業，建設，商業，運輸，観光サービス業
出資比率	外資側の持分は，原則として50%未満。但し，連邦議会の決議があれば50%以上も可。外資の最低限度は10%500万ディナール以上。	外資側の持分は49%以下。	外資の持分は100%も可。	外資の持分は49%以下	外資側の持分は原則として，49%以下。但し金融・サービス部門については，大蔵大臣の承認があれば，50%以上も可。	外資側の持分は，50%以上も可。
資産の所有形態	社会有資産。外資側は資産に対する権利を保有する。	資産は合弁企業の所有となる。	資産は合弁企業の所有となる。	資産は合弁企業の所有となる。	拠出した資産は，拠出パートナーの所有となる。	
投資資産の種類	現金，設備，製品，半製品，原料，権利（特許権，意匠権，商標権，等）	現金，現物，工業所有権等の権利（ルーマニア側の拠出には土地使用権も入る。）	特に規定はない。	特に規定はない。	資金，商品，ノウハウ，サービスその他の権利の土地利用権 資金，原材料，資材，工業所有権，ノウハウな利，固定資産建物機械機器の利用権	

<p>合弁契約の承認・登録</p>	<p>合弁契約は文書でなされ、連邦エネルギー省の承認を得られている。合弁契約の許可・登録には詳細な規定がある。</p>	<p>合弁契約署名前に、ルーマニア側は、国家計画委員会、大蔵省、労働省、外国貿易銀行等による共同許可を受審承認後、契約文書が関係記録文書として送られる。最終的には、閣僚会議の提案に基づき、国家評議会に送られ、閣僚会議の承認を受け、外国貿易省に登記を義務づけられる。</p>	<p>外資企業が所在する県庁と行政機関による承認される。</p>	<p>合弁契約は、閣僚会議の承認を得て、国内市場委員会の承認を受け、最終的には、当該合弁企業に属する業種の大蔵省または中央委員会の承認される。</p>	<p>基本定款、通常定款等は、大蔵大臣の認可によって効力を発する。</p>	<p>経済協力協定は閣僚会議（内閣）の許可の下に締結される。</p>
<p>経営</p>	<p>合弁事業は合同理事会をその代表機関とする。外資側は合同理事会に最大限半数の役員を送ることができる。合同理事会は合弁契約の規定に基づき、事業編成、事業運営、生産性の向上等に関する問題や、その他合弁事業に関する問題について決定を下すことができる。但し、厳密に労働者の固有の権限となっているものについては決定を下せない。</p>	<p>合弁企業は総会、理事会をもつが、外資側は出資比率に関係なく、合弁事業の意思決定にあたり、平等の発言権を持つこともできる。総会、理事会の権限、組織等の合弁事業に関する問題は、合弁契約および定款によって定められる。</p>	<p>特に明示された規定はない。</p>	<p>合弁企業はそれぞれの会社法に基づいて持ち、理事会が最高機関となる。</p>	<p>商法典、有限責任会社法に基づいた合弁企業の場合には会社法に従って総会・理事会をもつ。</p>	<p>合弁企業は、経営委員会および理事会をもつが、その権利、役員数、配置は協定で定められる。経営委員会、理事会の代表者はブルガリア市民でなくてはならない。</p>

	ユーゴスラビア	ルーマニア	ポーランド	ハンガリー	ブルガリア
通貨システム	ユーゴの通貨システムに結合する。	原材料の購入、製品の販売、簿記については、合意通貨で行う。基本的には交換可能性通貨で行うことになっており、現地通貨レイは例外的にしか使用されない。	ポーランド法が適用される。外貨取引の場の交換レートは、ポーランド国立銀行が定めた特別レートが適用される。	合弁事業の使用通貨については、当事者間の契約で明示されるが基本的にはハンガリーの為替管理法が適用される。	
経済計画 国家経済計画の強弱による。合弁企業はその範囲で自主的な権限を認められることができる。	経済計画が分権化しているため中央からの強行法規は極めて少ない。	合弁企業は5年間および年次の活動計画を作成し、定款所定の承認を受けなければならない。	合弁事業は独立して直接的に国家の経済計画の中に組み込まれる。したがって所管省および工業ユニオンの管理の枠外となる。	合弁契約によって認められた範囲で自主的権限をもつ。しかし経済計画から完全に独立ではありえない。	特に規定はない。
外国貿易システム	外国貿易を業として認められた場合には、直接貿易を行うことが可能。	合弁企業は直接貿易を行うことができるし、また貿易機関を通じて行うこともできる。	合弁企業は、直接外国貿易を行うことはできない。ポーランドの外国貿易公団および企業を通して行わなければならない。79年法では設立の際に、その合弁企業の輸出可能性を示す資料が必要である。	契約事項	契約事項
労働	外国人の雇用も可。送金については、為替管理上の規則だけである。	外国人の雇用も可。賃金は、ルーマニア人、外国人とも外貨建てで支払われる。給与の海	外国人の雇用も可。ポーランド人外国人とも賃金はズロチで支払われる。外国人は所得の	外国人の雇用も可。外国人は収入の50%を海外送金することができる。	外国人の雇用も可。ブルガリア市民と合弁企業の労働関係はブルガリアの法律で定められ

	国内の個人所得税が適用される。	外送金は可能である。国内の個人所得税が適用される。	50% を海外送金できる。国内の個人所得税が適用される。	国内の個人所得税が適用される。	る。外国人と合弁企業の労働関係は合弁契約および労働契約の中で定められる。外国人は所得の50%まで海外送金が可能である。国内の個人所得税が適用される。
利益の配分および海外送金	分配可能な利益は出資比率に応じて分配される。利益送金も可能である。外資側の利益取得方法として生産物分与方式が規定されている。	分配可能な利益は資本拠出率および発展の要請に従って分配される。利益の送金には10%課税される。	純利益の分配は、資本参加比率に基づいて行われる。利益の送金は可能である。	利益の送金は保証されている。	利益の配分は契約に明記していない場合出資比率に応じて行われる。利益の送金には10%課税される。
税	金 各共和国により税率が異なる。 スロベニア 35% クロアチア 35 ボスニア・ヘルツェゴビナ 20 セルビア 15 モンテネグロ 15 マケドニア 14 ボイボディナ自治州 10 コソボ自治州 5~10※ ※5%は最も遅れた地域に適用される。	利益の30% 課税対象利益は総収入額とこれに要した支出の差額から社内留保を控除した分である。社内留保は投下資本の25%に達するまで各年利益の5%を限度とする。	ポーランドの法律に基づき課税される。	利益の40% 課税対象利益は、年間利益から貸倒れ準備金と従業員参加積立金を控除した分である。	法人格をもたないパートナーシップの場合 国外送金分：30% 本法令 535号に定める事業活動に投資する部分：20% 法人格をもつパートナーシップの場合 利益の20%

	ユーゴスラビア	ルーマニア	ポーランド	ハンガリー	ブルガリア
インセンティブと再投資	特になし。	政府は、課税可能利益が出始めた年の終りまで免税を認めることができる。次の2年間は半額に減税しうる。5年以上の再投資用利益分については、(自社または他のルーマニア参加合弁企業に対するもの) 税率が20%割引かれる。つまり $30\% \times (1 - 0.2) = 24\%$ となる。	大蔵大臣は合弁企業設立から3カ年間、税金の全部あるいは一部を無税にする措置をとることができる。	再投資した場合には、再投資した分について支払われた収益税の一部は、大蔵大臣への別申請により、返還を受けることができる。	大蔵大臣および外国貿易大臣は、合弁事業の活動開始より1年から3年を最高として税金を免除または軽減できる。輸出向け生産に使用する目的で原材料設備を輸入する場合には輸入税は免除される。一時使用のために機械設備を輸入する場合にも免税される。上記以外の場合でも、大蔵大臣および外国貿易大臣は輸入税を例外的に軽減又は免除することができる。
持分の譲渡	第3者への譲渡には、連邦エネルギー・産業委員会の許可が必要。またユーゴ側パートナーには、優先的に譲り受ける権利がある。	株の譲渡には、合弁契約に定める総会の許可が必要。	第3者への譲渡はパートナーの許諾が必要。ポーランド側パートナーに買取り優先権がある。	合弁契約による。	第3者への譲渡には、他のパートナーの同意が必要。
合弁事業の解散	合弁事業契約は、数年にわたって共同事業を行っている間に損失が生じた場合もしくは、共同で設定した目標が達成されず、あるいは、契約当事者の一方が、契約によって定められている基本的な義務を履行しない場合、契約	合弁企業の解散の条件、手続きは、定款で定められる。解散は、政府に登録され、公式に発表される。	合弁企業の解散については、合弁契約で定められる。	合弁企業の解散の条件は、法により規定されている。 ① 損失準備金によって損失を償うことができず、参加者達が他の方法で補填しなかった場合、大蔵大臣は将来のやり方あるいは解散を決定する	合弁企業の解散の条件は、法によって規定されている。 ① パートナーの合意 ② 設立目的に沿った経営ができなくなった場合 ③ パートナーの一方が破産宣告された場合 ④ パートナーの一方自

	締結当時存在していた事情が基本的に変化した場合には、期限前でも解約できる。			②支払い不能となり、その負債が資産を超過する時、および定款を逸脱した行動をした時は大蔵大臣は、解散を命ずることができ。 ③定款に定める事由が生じた時、あるいは、パートナーが同意した時には解散される	己の重要な義務を果たさない場合 ⑤パートナーの一方が死亡または禁治産者となった場合	
投資の引上げ	外国投資資産はディナール貨あるいは生産物の一部によって支払われる。	清算後の債権残高の配分は定款で定められ、外資側に配分された資産は、海外送金できる。	清算後に残存する外国の持分は海外送金できる。	出資分担額に比例し、外資側に帰すべき取得分を定款に規定する通貨を以て銀行に預託された額の範囲内で海外送金できる。解散の場合、負債が返済された後の外資側持分は無税で定款に規定する通貨で海外送金できる。	清算後の資産を、外資側へ出すことができる。ブルガリア側も譲渡できる。	第20条が適用される。但し、ブルガリア側に優先権がある。
投資資産に対する補償	外国人投資資産は、公共の利益により収用される場合もあるがその際は有償である。			外国側投資資産の収用の可能性はあるが、その際は有償である。	外国側投資資産は収用されることもあるが、その際は有償である。	
保証	合併契約に記載された外資側の権利は、制限されない。法の変更があっても設立時の合併契約規制は、税金、その他の課税徴金および自治体に支払われる分担金以外は認められる。	ルーマニアにおける合併企業の活動の保証。外資側パートナーの利益送金の保証。投資元本の回収分の送金の保証。	利益の海外送金の保証。二、 <small>ブルガリア</small> 合併企業終了に際する出資分の海外送金の保証。	国家の行為に起因する損害の補償の保証。合併企業の外国人パートナーに対する債務の保証。	ブルガリア国法令・文書によって破った資産損害の補償請求権の保証。	

(注) ① ポーランドの場合は、左欄が1976年法、右欄が1979年法。仕切りがない場合は共通。
② ブルガリアの場合は、左欄が法人格をもたないパートナーシップ、右欄が法人格をもつパートナーシップ。仕切りがない場合は共通。

付録Ⅱ

東欧諸国における合弁事業（1980年まで）

(1) ユーゴスラビアの主な合弁事業

外国企業	国別	現地企業	資本金(注)			生産品目	成約 (年・月)
			現地側	外国側	合計		
Fiat	イタリア	Zastava	531.3	62.5	593.8	自動車	69.4
〃	〃	〃	579.7	212.5	792.2	〃	69.6
SKF	スウェーデン	UNIS	128.7	37.5	166.2	ベアリング	69.7
AGIP	イタリア	Generalexport	72.0	8.0	80.0	ホテル建設	70.6
Daimler-Benz	西独	FAP FAMOS	636.0	116.0	752.0	トラック	70.10
KloECKner-Humboldt-Deutz	〃	TAM	285.9	41.0	326.8	トラック、バス	71.3
Dunlop	英 国	FADIP	21.2	16.2	37.4	タイヤ	71.6
Bayer	西独	LEK	24.1	23.2	47.3	薬品、化粧品	71.7
Hoechst	〃	IPLAS	12.7	10.4	23.1	化成品	71.9
Semperit	オーストリア	SAVA	225.5	94.7	320.2	タイヤ	71.12
Volkswagen	西独	UNIS	43.8	42.2	86.0	自動車	72.4
Citroen	フランス	TOMOS	102.2	100.2	202.5	〃	72.5
Thyssen	西独	Jugometal	2,470.1	36.9	2,507.0	鉄 鋼	72.7
Bell Telephone meg.	ベルギー	ISKRA	712.0	38.0	750.0	電気機器	72.7
TECMO	イタリア	Aluminijuma	505.0	53.1	558.1	アルミ加工	72.7
Ciba-Geigy	スイス	PLIVA	85.5	46.0	131.5	化学品	72.9
KloECKner-Humboldt-Deutz	西独	TORPEDO	300.8	31.6	332.4	トラクター、モーター	72.11
Gillette	米 国	Jugoslavia Commerce	20.0	5.0	25.0	かみそり	73.1
Traegergesellschaft	西独	Belisce	279.6	51.7	331.3	製紙・パルプ	73.3
Chemetex Fibres	米 国	Naum Naumovski	106.4	45.8	152.1	ポリエステル	73.6
Armo Steel, GE, Production Machinery Co., Waterbury Farrel	4社とも米 国	Zeljezara Jesenice	634.6	4社で 32.2	656.8	鉄 鋼	73.12
Dow Chemical	米 国	OKI	\$11.8	\$ 6.1	\$ 17.9	ポリスチレン	...
〃	〃	INA	51%	49%	\$700	化学品	76.3
ICI	英 国	Soda	60%	40%	...	ポリウレタン	76.1
GM	米 国	LZ:Tempera	51%	49%	\$60	自動車部品	77.7
Gifal	フランス	Jasen	75%	25%	\$23.8	合 板	77.7
Traegergesellschaft	西独	Incel	\$62.6	板 紙	77.8
本 田 技 研	日 本	スタンダード	80%	20%	9.0	汎用エンジン	合意済

(注) ①4捨5入したため、合計があわない場合がある ②1米ドル=16.25ディナール ③記入のない場合の単位は100万ディナール、\$は100万米ドル、%の場合は出資比率を示す。

(出所) Joint Ventures in Yugoslavia, ブランコ・チラノビッチ他著、評論家協会刊、ベルグラード、1979年

(2) ルーマニアにおける合弁事業

合 弁 企 業 名	当 事 者	設立公布	事 業 内 容	資 本 金	会社形態	期 間	生産品仕向け先	生産開始	備 考
Rom Control Data (Bucharest)	CIETC (エレクトロニクス・オートメーション工業セントラル) Control Data Co. (米国)	73年 8月2日	コンピューター周辺機器の製造と販売。 米側の出資はノウハウと高級設備が主体	600万ドル ル 側：55% 米 側：45%	有限責任	20年	CIETC — 13% 米 側 — 87%	74年10月	
Rifil (Savinesti)	Savinesti Chemical Fibers Industrial Central Romalfa (イタリア)	73年 4月 27日	アクリル繊維系の生産 (年3000トン)、販売。 第三者へのサービス	233万ドル ル 側：52% 伊 側：48%	〃	16年	Rifil によって100%輸出	74年	
Resita Renk (Resita)	ICMR (Resita 機械建設企業) Uzinexportimport Zahnradfabrik Renk AG (西独)	73年 10月 6日	ギア、リダクター減速装置などの機器の製造、販売	2000万DM ル 側：51% ICMR：40% Uzin- 11% 独 側：49%	株 式 (1株の 額面1万 DM、 2000株)	15年	国内販売 — 50% コメコン諸国(外貨輸出) — 25% 西独向け — 25%	76年10月	従業員は300~350人
Roniprot	CIMCCL (医薬品、化粧品、塗料、染料、ラッカー公団) 大日本インキ化学工業 (日本)	74年 3月22日	N-バラフィン为原料とする発酵法による単細胞蛋白の生産・販売	2855万DM ル 側：57% 日 側：43%	有限責任	30年	国内販売 — 50% 輸出 コメコン向け25% 西側 輪側向け 25%	80年6月	
Oltcit (Craiova)	Dacia 貿易公団 CIAT (プランス自動車工業セントラル) Citroen (フランス)	76年 12月 27日 契約	シトロエン乗用車の製造、販売。 年産13万台。 エンジン (602型、1130CCも生産)	5億フラン ル 側：64% Dacia：15% プランス：36% 仏 側：36%	株 式 (5万株)	…	Dacia-50% (輸出、国内向け) Citroen-50%引きとる	投資段階	従業員 7,000人 建設総費用 25億フラン
Roliship	Navrom General Maritime (レバノン)	…	海 運 業	2100万ドル	株 式	…	…	…	
Elarom	電子 情報処理技術工業セントラル L'Electronique appliquee	74年 合意	医療機器生産、販売	1000万フラン ル 側：51% 仏 側：49%	…	…	…	…	解散した
Romelite (Sibiu)	CIUMMR (金属資材、エレベータ工業セントラル) Franz Kohmaier (オーストリア)	75年 9月8日	精密リンクチェーン、ローラーチェーンの製造、販売	1億2000万 オーストリア・シリング ル 側：70% オ 側：30%	株 式	…	輸 出 — 40% 国内向け — 60%	…	解散した
Rom Avia	Grupul Aeronautic Bucuresti VFW-Fokker (オランダ、西独)	77年 7月2日 契 約	VFW-614型機の製造	2000万DM ル 側：55% VFW：45%	…	…	88年までに100機製造	…	解散した
…	Grupul Aeronautic Bucuresti British Aerospace (英国)	77年基本 合意	BAC1-11 型機の製造	…	…	…	…	…	

(3) ポーランドにおける合弁事業

合 弁 企 業 名	当 事 者	設立公布	事 業 内 容	資 本 金	会社形態	期 間	生産品仕向け先	生産開始	備 考
… (Warszawa)	M. Kobelinski (米国)	77年 11月	ホテル建設 (600室、ワ ルシャワ) モーテル3軒 (ワルシャワ 郊外)	米 側：100%					
…	Anna Falkner (オーストリア)		粘着ラベルの生産	オ 側：100%					
…	S. Szewczyk (カナダ)		ジーンズの生産	カ 側：100%					
… (Srcrecin)	PZM Industrie de la construction naval (英国)	78年	浮きドックなどの製造						
… (Warszawa)			自動洗車センター (ワルシャワ)						
… (Czestchowa)			レース用自転車製造						

(4) ハンガリーにおける合弁事業

合 弁 企 業 名	当 事 者	設立公布	事 業 内 容	資 本 金	会社形態	期 間	生産品仕向け先	生産開始	備 考
Volcom (Budapest)	チエベル自動車工場 Mogurt 貿易公団 Volvo (スウェーデン)	74年	ジープの生産、販売	650万フォロント チエベル, Mogurt 各26% ボルボ 48%	有限責任	85年まで (延期可)	77年に360台生産 (うち360台をボルボ へ)、78年は910台 (同900台)		社長はハンガリー人 技術担当副社長はボ ルボ側 従業員 120人
Sicontact (Budapest)	Intercorporation Siemens (西ドイツ)	74年	電気機器、医療機器、生産 制御設備の生産、販売	500万フォロント ハ 側：51% 西独側：49%	有限責任	…	コンベンセーション		社長はハンガリー人 重役はハンガリー、 西独各2名
Radelcor (Budapest)	Radelkis 協同組合 Metrimpex 貿易公団 Corning International (米国)	75年 12月	医療機器・電子機器の生産、 販売	2600万フォロント ラデエルキス 41% Metrimpex 10% コーニング 49%	有限責任		米側が西側市場で販売、 ハ側がコメコン市場で販 売		社長はハンガリー人 重役はハンガリー、 米国各2名
Central European International Bank (Budapest)	ハンガリー中央銀行 イタリア商業銀行 (イタリア) ソシエテ・ジェネラル (フランス) クレジタンシュタルトバンクフェラ イン (オーストリア) バイエリッシュ フェラインバンク (西ドイツ) 日本長期信用銀行 (日本) 太陽神戸銀行 (日本)	79年 11月	東欧諸国の輸入関係金融業 務、東欧諸国から非コメコ ン発展途上国への輸出関連 貸付業務、東欧諸国に対す る投資相談および合弁企業 に対する出資ならびに貸付 業務ハンガリーにおける通 常の外為業務。(現在検討 段階のものも含む。)	2000万米ドル ハ側：34% 西側：66% (各行11%づつ)	株式会社	なし			取締役 16名 社長 ハンガリー側 副社長 西側 その他の取締役 各 行から2名づつ計1 4名
… (Budapest)	Mahir Hungarian 出版社 Young and Rubicam Int. (米国)	78年(?)	書籍販売	ハ側：51% 米側：49%	…	…			ネゴ中か

付録Ⅲ

中華人民共和国中外合資経営企業法

(1979年7月1日第5期全国人民代表大会第2回
会議にて採択、7月8日公布・施行)

第1条 中華人民共和国は、国際経済協力と技術交流を増大するため、外国の会社、企業、その他の経済単位または個人（以下、「外資側」とよぶ）が、平等互恵の原則に基づいて、中国政府の認可を経て、中華人民共和国国内において、中国の会社、企業またはその他の経済組織（以下、「中国側」とよぶ）と共同で合弁企業を設立することを許可する。

第2条 外資側が中国政府の認可した取決め、契約、定款に基づいて、外資側の合弁企業への投資、並びに取得すべき利益およびその他適法的利益を中国政府は、法により保護する。

合弁企業のすべての活動については、中華人民共和国の法律、法令および関係条例の規定を遵守しなければならない。

第3条 合弁企業の当事者間で調印した取決め、契約、定款は中華人民共和国外国投資管理委員会に申告し、当該委員会は3カ月以内にその認可または不認可の決定を行わなければならない。合弁企業は、認可を取得したあと、中華人民共和国工商行政管理総局に登録を行い、営業許可証を受領して営業を開始する。

第4条 合弁企業の形態は、有限責任会社とする。

合弁企業の登録済み資本のうち、外資側の投資比率は、一般に25%を下らないものとする。

合弁のそれぞれの当事者は、登録済み資本の比率に応じて利益を分配し、危険および欠損を分担する。

合弁側の登録済み資本を譲渡する場合には、必ず合弁のそれぞれの相手方の同意を得なければならない。

第5条 合弁企業のそれぞれの当事者は、現金、現物、工業所有権等で投資することができる。

外資側が投資する技術と設備は、わが国の必要に確実に見合った先進技術と設備でなければならない。もし故意に遅れた技術と設備をもって欺き、損失を生ぜしめたときは、損失に対して補償しなければならない。

中国側の投資は、合弁企業の存続期間に提供する土地使用権を含むことができる。土地使用権を中国側の投資の一部分としないときは、合弁企業は中国政府に使用料を納付しなければならない。

上記の投資は、合弁企業の契約と定款の中に規定し、その価格（土地を除く）はそれぞれの企業の当事者により協議して定められる。

70 東西産業協力の諸様相

第6条 合弁企業は取締役会を設け、その人員構成は、それぞれの合弁企業の当事者が協議によって契約、定款の中で確定し、それぞれの合弁企業の当事者が派遣し、更迭する。取締役会には代表取締役一人を置き、中国側が担当し、副代表取締役一人または二人は外資側が担当する。

取締役会は、合弁企業の定款規定に基づいて、合弁企業のすべて重大な問題、すなわち企業発展計画、生産経営活動案、収支予算、利益分配、労働・賃金計画、企業解散並びに社長、副社長、技師長、総会計士、監査役の任命および招請、およびその職権と待遇等を討議し決定する。

正副社長（または正副工場長）は、それぞれの合弁企業の当事者によって分担される。

合弁企業の労働者・職員の雇用および解雇については、法に基づいてそれぞれの合弁企業の当事者の取決め、契約で規定する。

第7条 合弁企業が取得した粗利益については、中華人民共和国税法の規定に従って合弁企業の所得税を納付した後に、合弁企業の定款に規定する企業留保基金、従業員報奨福祉基金、企業発展基金を控除し、純利益はそれぞれの合弁企業の当事者が登録済み資本の比率に基づいて分配する。

世界の先進技術水準を具備した合弁企業は、利益をえ始めてから最初の2年ないし3年間について、所得税の減免を申請することができる。

外資側が取得した純利益を中国領域内での再投資に使用したときは、納付済み所得税の一部の払い戻しを申請することができる。

第8条 合弁企業は、中国銀行または中国銀行の同意を得た銀行に口座を開設しなければならない。

合弁企業の外国為替関係事務は、中華人民共和国外国為替管理条例によって処理されなければならない。

合弁企業は、その経営活動の中で、直接に外国銀行から資金を調達することができる。

合弁企業の各種の保険は、中国の保険公司にかけなければならない。

第9条 合弁企業の生産経営計画は、所管部門に申告し、経済契約方式を通じて実施しなければならない。

合弁企業が必要とする原材料、燃料、付属設備等については、できるかぎり中国での購入に優先するものとするが、合弁企業が自ら外貨を調達し直接に国際市場で購入することもできる。

合弁企業は、中国国外へ製品を販売することを奨励される。輸出製品は、これを合弁企業により直接に、またはそれと関係を有する委託機構が外国市場へ販売することができ、また中国の外国貿易機構を通じて販売することもできる。合弁企業の製品はまた中国市場で販売することもできる。

合弁企業は、必要であるときは、中国国外で支社を設立することができる。

第10条 外資側は、法律および取決め、および契約の規定の義務を履行した後に取得した純利益、並びに合弁企業存立時期の満了または中止の時に取得した資金およびその他資金はこれを合弁企業契約の規定する通貨で、中国銀行を通じて外国為替管理条例に従って国外へ送金することができる。

外資側は、送金することができる外貨を中国銀行に預け入れることを奨励される。

第11条 合弁企業の外国籍労働者・職員の労働賃金その他の正当な収入は、中華人民共和国税法に従って個人所得税を納付した後に、これを中国銀行を通じて外国為替管理条例に従って国外に送金することができる。

第12条 合弁企業の契約期間は、それぞれの業種によりまた状況により、それぞれの合弁企業の当事者により協議して定められる。合弁企業の契約期間満了後に、それぞれの側が同意し、中華人民共和国外国投資管理委員会に申請し、許可をえたときは、期限を延長することができる。契約期間延長の申請は契約期間満了の6カ月前に提出しなければならない。

第13条 合弁企業の契約期間満了前に、甚大なる欠損、契約と定款が規定する義務に対する一方の不履行、不可抗力等が生じた場合に、それぞれの合弁企業の当事者が協議し同意し、中華人民共和国外国投資管理委員会の許可を取得し、工商行政管理総局に登録をしたあと、契約を満了前に解消させることができる。一方が契約の違反によって損失を生ぜしめた場合には、契約に違反した側がその経済的責任を負わなければならない。

第14条 それぞれの合弁企業の当事者の間に紛争が生じた場合、取締役会が協議で解決することができないときは、中国の仲裁機構が調停または仲裁を行い、またそれぞれの合弁企業の当事者の協議によってその他仲裁機構が仲裁を行うこともできる。

第15条 この法律は、公布の日から発効する。この法律の改正権は、全国人民代表大会に属する。

(『中国研究』111)